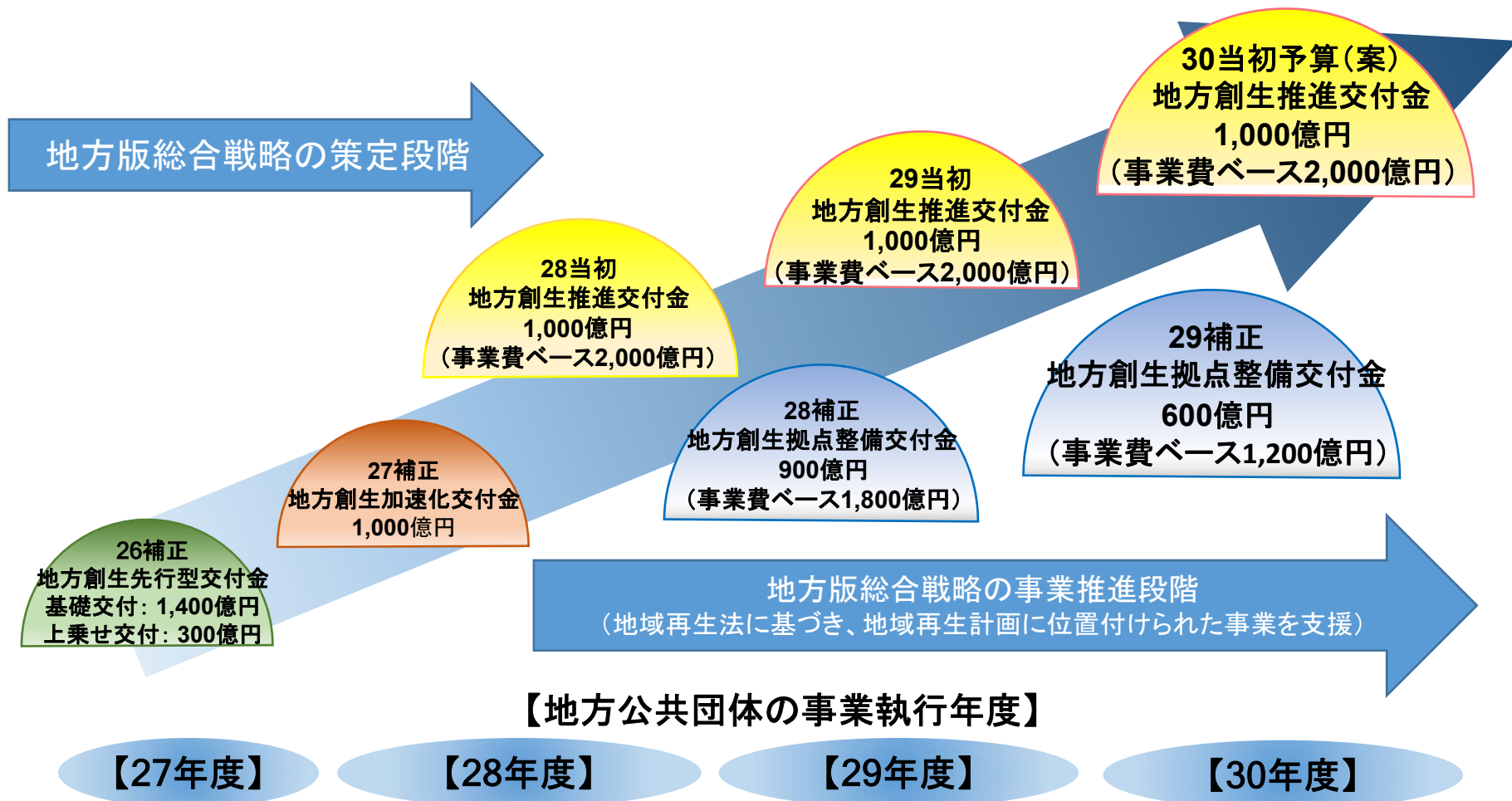


地方公共団体におけるSIBの導入の検討について  
-地方創生推進交付金の活用-

平成30年2月  
内閣府地方創生推進事務局

# 地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



# 地域再生制度の概要

## ○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

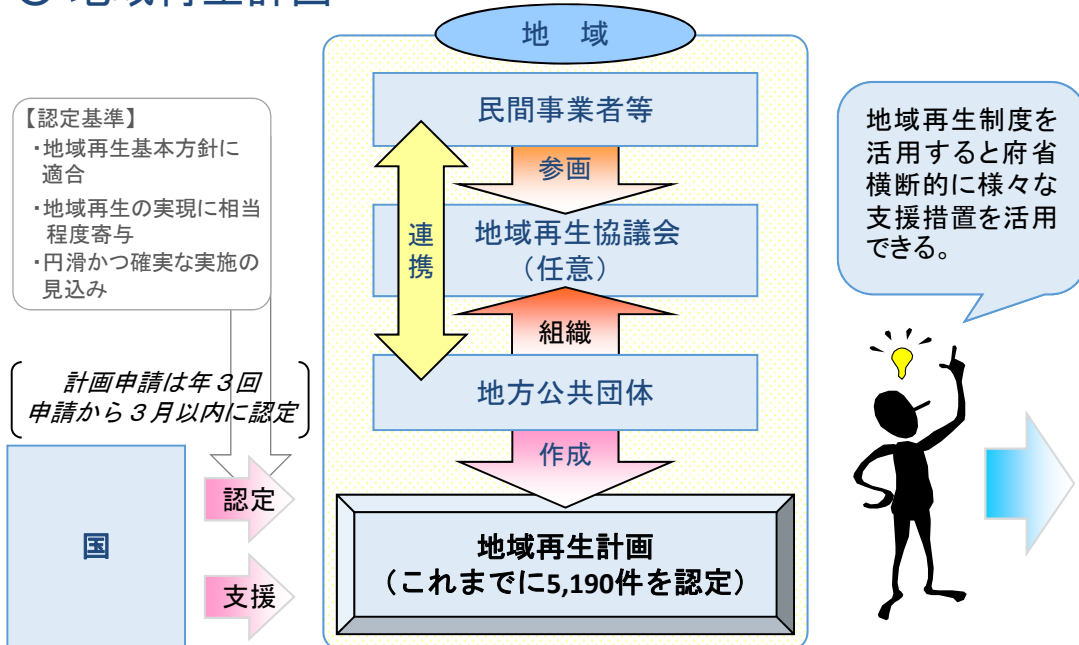
地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

## ○ 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）

地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針。

※地域再生基本方針の一部改正（平成29年8月1日閣議決定）  
地域未来投資促進法（企業立地促進法改正法）の施行等に伴う所要の改正。

## ○ 地域再生計画



## 主な支援措置メニュー

### ◆「地域再生計画」と連動

#### ■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
- ⑤ 「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例
- ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑦ 農地等の転用等の許可の特例
- ⑧ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

#### ■それ以外の連動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
  - ・ 農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
  - ・ 地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 —
- 等

# 地方創生推進交付金

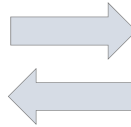
30年度概算決定額 **1,000億円** (29年度予算額 1,000億円)

## 事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

具体的な  
「成果目標 (KPI)」  
の設定



「PDCAサイクル」  
の確立

## 対象事業・具体例

### 【対象事業】

#### ①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引  
例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

#### ②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

### 【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定する。

## 30年度からの運用改善

### ①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

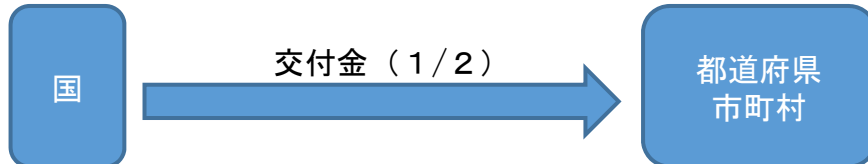
### ②横展開タイプの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度: 6.0億円)
	横展開	2.0億円 (29年度: 1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度: 4.0億円)
	横展開	1.4億円 (29年度: 1.0億円)

### ③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出を求める。

## 資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

# 地方創生推進交付金に関する法律の規定

○地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）

第三章 地域再生計画の認定等

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

(1)結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

(2)移住及び定住の促進に資する事業

(3)地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

(4)観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

(5)(1)から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

# KPI設定のポイント(ガイドライン(案)の一部抜粋)

## 視点1

「客観的な成果」を表す指標であること

- ① 成果・効果を捉えたアウトカム指標であること  
(アウトカム指標の設定が困難な場合はアウトプット指標でも可)
- ② 主観的でない、定量化されたKPIであること

## 視点1 でのKPI設定例

- ① <移住相談事業>  
相談事業を経た移住者数 [○]  
相談会の開催回数 [×]
- ② <まちなか再生事業>  
まちなかの空き店舗の減少率 [○]  
まちなか居住者の生活満足度 [×]

## 視点2

事業との「直接性」ある効果を表す指標であること

- ① 達成を目指す目標と交付金事業のKPIとの  
因果関係が明確であること
- ② 交付金事業によって現れた成果だと説明  
できるKPIであること

## 視点2 でのKPI設定例

- ① <起業家支援事業>  
事業を通じた起業による新規雇用者数 [○]  
地方公共団体の定住人口 [×]
- ② <観光キャンペーン事業>  
当該キャンペーン対象施設の入場者数 [○]  
市町村全域の観光入込客数 [×]

## 視点3

「妥当な水準」の目標が定められていること

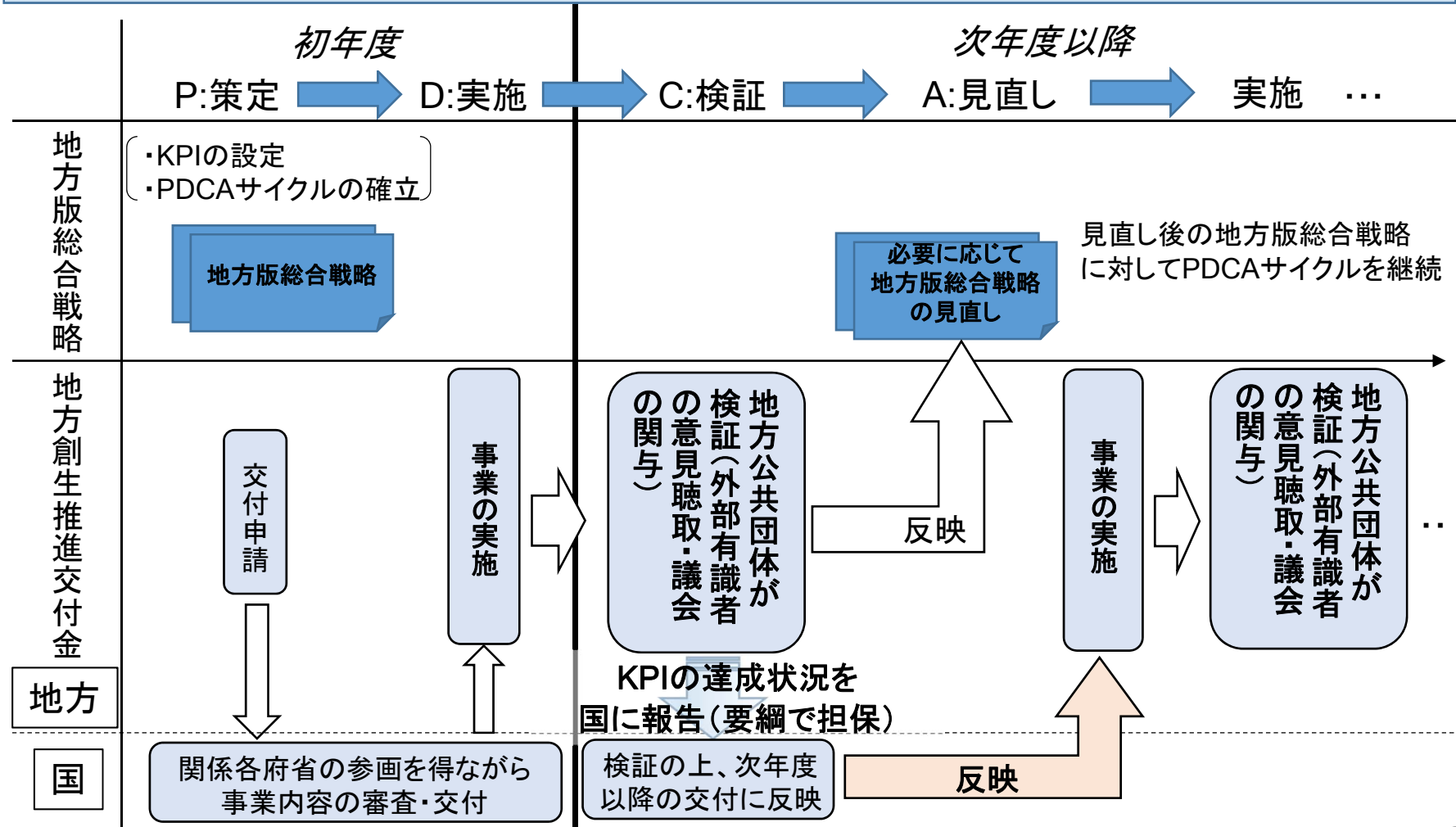
- ① 到達を予見できる低い水準のKPIを設定し  
ないこと
- ② 費用対効果の観点からも妥当なKPIとなっ  
ていること

## 視点3 でのKPI設定例

- <起業家支援事業>  
支援対象地域における年間の起業者数(開業率)
- ① (対象地域における該当業種の平均開業率以上の値) [○]  
(類似団体での開業率を大きく下回る値) [×]
  - ② (1事業者あたりの費用が全国平均値や類似団体との実績  
等と比較して 下回る値 [○] 上回る値 [×])

# 地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



# 地方創生推進交付金の活用状況(平成28年度、平成29年度)

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
北海道	13	809,557	142	3,034,799	155	3,844,356
青森県	9	503,280	22	460,253	31	963,533
岩手県	7	430,348	34	511,024	41	941,372
宮城県	4	855,709	32	837,922	36	1,693,631
秋田県	13	767,356	24	380,142	37	1,147,498
山形県	5	1,105,310	29	872,211	34	1,977,521
福島県	10	1,102,332	39	722,471	49	1,824,803
茨城県	11	770,441	44	722,209	55	1,492,650
栃木県	8	602,675	38	470,195	46	1,072,870
群馬県	7	759,118	25	351,319	32	1,110,437
埼玉県	5	133,374	37	753,897	42	887,271
千葉県	7	139,665	49	996,877	56	1,136,542
東京都	2	105,276	28	405,843	30	511,119
神奈川県	9	344,990	25	634,771	34	979,761
新潟県	9	1,462,537	37	1,593,333	46	3,055,870
富山県	7	1,234,835	30	775,484	37	2,010,319
石川県	6	1,210,684	19	901,968	25	2,112,652
福井県	7	680,679	25	486,268	32	1,166,947
山梨県	6	256,797	19	264,067	25	520,864
長野県	8	385,499	89	1,824,586	97	2,210,085
岐阜県	14	1,127,707	48	1,054,150	62	2,181,857
静岡県	9	683,444	45	919,573	54	1,603,017
愛知県	9	637,417	59	840,140	68	1,477,557
三重県	8	610,227	27	479,596	35	1,089,823

	都道府県分		市区町村等分		合 計	
	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)	事業数 (件)	採択額(千円)
滋賀県	9	656,833	23	545,332	32	1,202,165
京都府	14	2,531,785	31	2,075,903	45	4,607,688
大阪府	6	342,508	44	1,209,289	50	1,551,797
兵庫県	14	1,884,313	56	1,354,896	70	3,239,209
奈良県	8	550,550	45	630,237	53	1,180,787
和歌山県	8	400,964	30	791,687	38	1,192,651
鳥取県	10	1,130,586	20	522,921	30	1,653,507
島根県	6	1,087,799	18	362,893	24	1,450,692
岡山県	8	633,763	45	1,618,533	53	2,252,296
広島県	7	611,239	29	651,737	36	1,262,976
山口県	10	1,090,535	19	748,175	29	1,838,710
徳島県	6	1,278,624	24	637,997	30	1,916,621
香川県	9	555,978	16	132,095	25	688,073
愛媛県	8	839,694	26	857,916	34	1,697,610
高知県	10	1,157,236	33	850,577	43	2,007,813
福岡県	7	1,644,757	37	1,649,028	44	3,293,785
佐賀県	6	315,496	13	410,625	19	726,121
長崎県	10	1,691,437	14	1,076,592	24	2,768,029
熊本県	14	779,287	40	823,282	54	1,602,569
大分県	11	540,541	31	559,064	42	1,099,605
宮崎県	9	500,702	16	345,356	25	846,058
鹿児島県	9	731,556	39	701,558	48	1,433,114
沖縄県	5	266,946	8	108,953	13	375,899
合計	397	37,942,386	1,623	38,957,744	2,020	76,900,130